第７章　担保権等の措置
　第１節　存続する担保権
　　第１　不動産にかかる担保権
　　１．別表13―１記載の担保権は、更生計画認可決定以後も同表の「新しい債権額」欄記載の額で、従前の地位により存続する。
　　２．第３章第２節第１の２．による弁済が完了したときに、別表13―１記載の各担保権は消滅する。
　　３．上記２．により消滅する担保権の更生担保権者は、当該担保権の抹消登記手続を行うものとし、管財人から要請があった後２週間以内に、この抹消登記手続に必要な一切の書類を管財人に対し交付しなければならない。
　　第２　債権にかかる担保権
　　１．別表13―２記載の担保権は、更生計画認可決定以後も同表の「新しい債権額」欄記載の額で存続する。
　　２．第３章第２節第２の２．による弁済が完了したときに、別表13―２記載の担保権は消滅する。
　　３．上記２．により消滅する担保権の更生担保権者は、当該担保権である債権質の抹消手続を行うものとし、管財人から要請があった後２週間以内に、債権質の抹消手続に必要な一切の書類を管財人に対し交付しなければならない。
　　第３　リースにかかる担保権
　　１．別表13―３記載の担保権は、更生計画認可決定以後も同表の「新しい債権額」欄記載の額で存続する。
　　２．管財人は、リース期間満了日までの間、引き続き、リース物件（リースにかかる更生担保権の目的物（別表８―４及び13―３）をいう。以下同じ。）を使用することができる。
　　３．第３章第２節第４の２．による弁済が完了したときに、別表13―３記載の各担保権は消滅する。リース物件の所有権は、弁済が完了するまでは担保権者に帰属し、弁済が完了したときには、管財人は、当該担保権者の同意を得て、リース物件の所有権放棄の手続を受けることで、リース物件の所有権を取得することができる。管財人が、当該担保権者に対してリース物件の所有権の放棄を求めようとするときは、書面で当該担保権者に請求することとし、書面の発信から１か月以内に当該担保権者から不同意の意思表示がなされないときには、当該担保権者は同意したものとみなす。リース物件について当該担保権者の所有権の放棄がなされないときは、当該リース物件の所有者は、その責任と費用負担（リース物件を設置する前の原状に回復する費用を含む）において当該リース物件を引き上げなければならない。
　第２節　存続しない担保権
　　更生会社６社の財産上に存する担保権のうち、本章第１節に記載の存続する担保権以外の担保権（別表14―１及び14―２記載の担保権を含むが、これに限らない）は、更生計画認可決定により消滅する。
　　存続しない担保権にかかる担保権者は、当該担保権の抹消手続を行うものとし、管財人から要請があった後２週間以内に、当該担保権の抹消手続に必要な一切の書類を管財人に対し交付しなければならない。
第８章　定款の変更
　　太平洋クラブの定款を別表18―１記載のとおり変更する。
　　太平洋ゴルフサービスの定款を別表18―２記載のとおり変更する。
第９章　役員の選任等
　１．更生会社６社の役員として、それぞれ次の者を選任する。
　⑴　取締役
　　韓　　俊　　堀江　　守　　野中　児郎　　金井　　章　　河本　和彦
　⑵　監査役
　　吉識　至孝
　２．更生会社６社の代表取締役として、それぞれ次の者を選任する。
　　韓　　俊
　３．管財人は、太平洋クラブ及び太平洋アリエスの会計監査人を、更生計画認可決定後速やかに、裁判所の許可を得て選任する。
　４．上記１．の役員及び上記３．の会計監査人の任期は、更生計画認可決定日から２年以内に終了する事業年度に関する最終の定時株主総会の終結の時までとする。
　５．上記４．の任期中に役員等の変更、補充又は増員の必要が生じたときは、管財人が裁判所の許可を得て選任する。変更、補充又は増員により選任された役員等の任期は、他の役員等の残任期間と同一期間とする。
第10章　その他の事項
　　会社更生法第167条第１項第６号及び同第７号に該当する事項はない。
別表１ないし18（省略）

東京地方裁判所民事第８部

独立行政法人理化学研究所平成24事業年度財務諸表に関する公告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第４項に基づき、平成24事業年度（自平成24年４月１日至平成25年３月31日）独立行政法人理化学研究所の財務諸表について次の通り公告します。

平成 25 年 11 月 18 日

埼玉県和光市広沢２番１号
独立行政法人理化学研究所
理事長　野依　良治

貸　借　対　照　表
（平成25年３月31日）

（単位：円）

資産の部			
Ⅰ　流動資産			
現金及び預金		19,910,467,706	
売掛金	182,615,574		
貸倒引当金	△　119,389	182,496,185	
たな卸資産		180,391,421	
前払費用		24,848,797	
未収収益		3,156,160	
未収金		132,155,725	
流動資産合計			20,433,515,994
Ⅱ　固定資産			
１　有形固定資産			
建物	192,581,025,644		
減価償却累計額	△　60,083,794,894		
減損損失累計額	△　232,322,188	132,264,908,562	
構築物	10,741,853,968		
減価償却累計額	△　5,208,297,140	5,533,556,828	